

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の懲戒処分歴の開示に関する規則（規則
第百九十九号）中一部改正

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の懲戒処分歴の開示に関する規則（規則第百
九十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項
に規定する」を削る。

附 則

第三条第三号の改正規定は、令和四年十二月十六日から施行し、令和四年十一月
一日から適用する。